

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年4月30日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第2号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次の1号を加える。

- (1) 青少年科学センターに勤務する職員が正規の勤務として午前11時45分から午後8時30分まで勤務したとき。

第7条第2項第1号中「並びに」を「及び」に、「第9号及び第10号」を「から第11号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)